

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成23年7月21日（木）

担当課：総務部人財課・病院事務局病院総務課

件 名：大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
提出理由：助産師を分べん手当支給対象者に加えること、及び2交代制勤務導入と看護職員の夜間看護等手当の増額を行いたいため	
内 容： 1. 背景及び理由 （1）助産師の分べん手当の支給 - 市立病院では、産婦人科医、小児科医の安定確保により、今後、周産期医療が充実し、分娩件数の増加が見込まれる。 - 助産師は産婦人科医と同様に、分娩という困難性が高い業務に従事しており、その従事時間も長時間となっている。 - 一方では、分娩業務に対する待遇の違いなどから助産師確保が難しい理由の一つになっている。 - 既に藤沢市などの周辺市の公立病院では助産師に分娩手当を支給しており、他病院との処遇面の差の改善を図りたい。 （2）2交代制勤務の導入 - 現在、深夜勤（0:30～9:00）と日勤（8:30～17:00）と準夜勤（16:30～1:00）の3交代制をとっており、一人当たりの深夜勤と準夜勤の合計回数は平均8回/月となっている。 - 子育て中や比較的年齢の高い看護師などは夜間勤務を理由に退職する者が増加している。 - 現在、オフタイムの時間を有効的に活用できる2交代制勤務が労働条件の改善として注目され、夜間勤務の2交代制と3交代制を本人が選択できる体制が主流になりつつある。 - 平成22年4月から試行で2交代制勤務を実施しているが、看護職員の離職防止、看護師の確保等の観点から、10月から本実施としたい。 （3）夜間看護等手当の増額 - 夜間勤務を理由に退職者が増加している一方、手当の多寡も職員確保に大きく影響している。 - 日本看護協会調べによる全国平均では3交代勤務が1回5,053円、2交代勤務が1回10,745円となっている。 - 看護職員の離職防止、看護師の確保等を強化するため、処遇の改善を図りたい。	2. 手当の改善及び2交代制勤務の導入 （1）助産師への分べん手当の支給 - 分娩に従事した助産師には1件につき1,000円を支給する。 （2）2交代制勤務の導入 10月1日から、2交代制勤務と3交代制勤務を選択できる選択2交代制を導入する。 （3）夜間看護等手当の増額 3交代勤務の手当は1回につき3,300円を5,000円に引き上げる。 2交代勤務の手当は1回につき10,000円の手当を新たに支給する。 - 改正により、3交代制勤務者は8回/月×5,000円の40,000円、2交代制勤務者は4回/月×10,000円の40,000円が支給されることから、どちらの勤務形態であっても同額の手当の支給になる。 - 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師にも夜間看護等手当を支給しているが、これら3職種は救急対応が主であり、勤務実態が看護職員と異なることから、増額の対象とはしない。 3. 歳出の増加見込（年間） 【分娩手当】 1,000円×600件＝600,000円 【夜間看護等手当】 3交代制勤務分 1,700円×8回×125人×12月 ＝20,400,000円 2交代制勤務分 3,400円×4回×125人×12月 ＝20,400,000円 合計 40,800,000円
経 過 H19.7 医師に対する分べん手当（25,000円）支給開始 H22.3 7対1看護基準を取得 H22.4 医師に対する分べん手当を1件30,000円に増額、補助医師に1件15,000円支給開始 H22.10 定数管理計画で25年度までに看護職員を322名とする（7/1現在289名）	今後の予定 H23.9 市議会第3回定例会に議案上程 H23.10 条例施行